

滋賀県いじめ防止基本方針（概要）（平成29年〇月改定）

文教・警察常任委員会資料
 平成29年(2017年)9月13日(水)
 教育委員会事務局幼小中教育課

改定の趣旨

I 改定理由

本県では、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「滋賀県いじめ防止基本方針」（平成26年3月）を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。

今般、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定（平成29年3月）されたこと、さらに、「滋賀県いじめ防止基本方針」の策定後3年を経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本県の課題に対応するため改定を行います。

（滋賀県いじめ防止基本方針）

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 （省略）

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

II 滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント

1 国の改定事項への対応

2 県のいじめ防止等の対策の課題を踏まえた対応

- 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある
- インターネットによるいじめへの対応が十分でない
- 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない
- 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つである。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」を目指す。
- 「いじめの未然防止」には、児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒自身による主体的な活動が重要である。

(1) いじめの未然防止

- 児童生徒の自主的な活動による居心地のよい学級・学校づくりの推進
- 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心の育成

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒の様子をしっかり見守り、いじめを積極的に認知
- 児童生徒の状況をきめ細やかに把握
- いじめを訴えやすい体制や環境の整備

(3) いじめへの対処

- 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」での対処
- 「いじめ解消」の2要件を明確化
- 相当期間いじめ行為が止んでいる
- 本人、保護者に面談等で連絡

(4) 関係機関や地域、家庭との連携

- 関係機関等との情報共有体制の構築
- PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協賛する機会を設けるなどの地域、家庭との連携

2 組織の設置

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会・・・いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るため、条例により設置
- (2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会・・・いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により設置
- (3) 滋賀県いじめ再調査委員会・・・県立学校および私立学校における重大事態に関し、法第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく再調査を行うため、知事の附属機関として、条例により設置

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

- 児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動など児童生徒の主体的な活動の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、いじめや差別を許さない学校づくり、体験活動の推進

(2) いじめの早期発見のための措置

- 県立学校に在籍する児童生徒に対するアンケート調査や教育相談の定期的な実施
- 児童生徒等からの24時間体制での電話相談
- 全ての公立小中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実
- 全ての市町へスクールソーシャルワーカーを配置することによる相談体制の充実

(3) 関係機関等との連携等

- 警察官等の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進
- 国や市町の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換
- 地域学校協働本部や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などの取組を通じて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- 教員の組織的対応力や危機管理能力、児童生徒を支援する力量の向上
- 公立小中学校での少人数学級編制や大規模校での養護教諭の複数配置、公立小中高等学校での生徒指導に専任的に取り組む教員の配置
- 学校だけでは解決が困難な事案について、外部専門家を派遣する取組の推進
- 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、外部専門家の活用・教員が行う業務の明確化などによる学校指導体制の整備

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進し、児童生徒や保護者に対するインターネット上のいじめの現状や危険性について啓発
- インターネット上のいじめが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析と結果の普及

(7) 啓発活動

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動、相談制度等についての広報
- 各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催や家庭教育支援活動の支援

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置

- 法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を活用

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 県教育委員会と私立学校主管部局による平素からの情報交換と、市町教育委員会や学校法人との情報共有

(10) 学校評価

- 県立学校での学校評価において、いじめの対策を取り扱うに当たっては、未然防止や早期発見、組織的な対応等を適正に評価

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

- 子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組の推進

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

- (1) いじめの防止等の取組に対する支援
- (2) 人権教育に対する支援
- (3) いじめの防止等に関する情報提供等
- (4) 私立学校主管部局の体制整備

3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- (2) 組織的対応を行うための学校いじめ対策委員会の常設

4 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿った適切な対応

- (1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
 - 重大事態の報告、調査の主体、調査を行うための組織、いじめを受けた児童生徒およびその保護者への情報提供等
- (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
 - 滋賀県いじめ再調査委員会による再調査および再調査結果の提供
- (3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援
 - 市町教育委員会および学校に対する支援

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
- 2 基本方針の見直し
- 3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表
- 4 財政上の措置等